

お客さま 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

のと共栄信用金庫

日頃はのと共栄信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

手形・小切手につきましては、政府の「成長戦略実行計画」において、**「約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」**が公表されております。

つきましては、その対応の一環として次の取り組みを新たに実施することといたしましたので、お知らせいたします。

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

- ・当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とします。最終振出期限以降に振出された手形・小切手は当座勘定からのお支払いができません。

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了

- ・2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。
※入金先の口座は当座勘定のほか、普通預金・定期預金など各種預金を含みます。

記

<ご参考/代替サービスについて>

○手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として『でんさいサービス』のご利用をお勧めしております。
でんさいとは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

○小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、『のとしん法人インターネットバンキングサービス』のご利用をお勧めしております。

<これまでに実施した取り組み>

(1) 当座預金の新規口座開設の停止

2024年12月16日（月）実施

(2) 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付停止

2024年12月16日（月）実施

(3) 払戻請求書による当座預金の払い戻し対応

2025年1月6日（月）実施

(4) 手形帳・小切手帳の発行の終了

2025年12月30日（火）発行申込受付終了日

○ご不明な点等につきましては、営業店窓口へお問い合わせください。